

商業・法人登記の申請には、

QRコード付き (二次元バーコード付き) 書面申請が便利です！

令和2年1月14日から開始

簡単！
便利！

QRコード(※)付き書面申請とは？
電子証明書をお持ちでなくても、「申請用総合ソフト」をインストールして、QRコードが印字された登記申請書を作成し、その申請情報をインターネット経由で事前に登記所に送信する書面申請の方法です。

QRコード付き書面申請のメリット

- 申請用総合ソフト（無料）を使って、登記申請書を簡単・正確に作成することができます。
- 登記の処理状況の確認が、自宅等のパソコンからできます。
- 登記事項をCDやDVDで提出する必要がありません。
- 電子署名及び電子証明書を添付する必要がありません。

是非ご利用ください！

法務省 QRコード申請



詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

【QRコード付き書面申請について】

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00001.html

【登記・供託オンライン申請システム（登記ねっと）】

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

・法律の規定なく業務として登記申請の代理（登記申請書の作成を含む。）をすることはできません。
※「QRコード」は、(株)デンソーウェアの登録商標です。

千葉地方法務局

QRコード付き書面申請の手続の流れ

※これまでの「登記すべき事項のオンライン提出」とほぼ同様の手順で作成できます。

Step 1

1 申請者情報の登録(申請者IDの取得)

・申請者IDをお持ちでない方は、初回のみ「登記・供託オンライン申請システム(登記ねっと)」サイトから申請者情報の登録が必要です。

登記ねっと 

Step 2

2 申請用総合ソフトのインストール

・下記のサイトからソフト(法務省提供)をダウンロードします。

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/download.html>



＜ダウンロードでお困りの方は＞
登記・供託オンラインシステム操作
サポートデスク(平日8:30～19:00)
TEL: 050-3786-5797
(050ビジネスダイヤル)

Step 3

3 QRコード付き書面申請書の作成

・申請用総合ソフトを起動し、画面左上の「申請書作成」をクリックし、
▼「商業登記申請書」内の
▼「QRコード付き書面申請・嘱託書【署名不要】」の中から、
▼「QRコード付き書面申請書(会社用又は法人等用)【署名不要】」を選び、

Step 4

4 申請データの送信

・申請書を編集した後、「完了」ボタンをクリックすると、申請データが保存されます。
・「申請データ送信」ボタンをクリックし、申請データを管轄の登記所へ送信します(電子署名の必要はありません。)

Step 5

5 申請書の印刷、登記所への書類提出

・処理状況を更新し、申請データが登記所へ到達したことを確認した後、「アクション」ボタンをクリックし、「QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書」を印刷します。
・印刷した申請書(QRコード付き)を必要な添付書類とともに管轄の登記所の窓口へ提出(持参又は郵送)してください。



パソコンで処理状況の確認ができ、登記が完了すると、手続終了のお知らせが通知されます。

管轄の登記所は、下記の千葉地方法務局ホームページで御確認ください。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/chiba/table/shikyokutou/all.html>

千葉地方法務局 管轄

